

2020年10月14日

学 部 生 各 位

学 生 課 長

「緊急特別無利子貸与型奨学金」の出願について

このことについて、出願を希望する場合は、下記を確認し、学生課生活支援係(学生課4番窓口)へ申し出てください。

記

〔対 象 者〕

給付奨学生に採用され、令和2年度給付奨学生の適格認定(家計)について、支給対象外となり、学業の継続が困難となる学生

〔要 件〕

以下の全てにあてはまる必要があります。

- a. 日本学生支援機構 第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしていること
- b. 申込時点で、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- c. 令和2年9月まで給付奨学金の支援を受けていた給付奨学生のうち、適格認定(家計)による支援区分見直しの結果、令和2年10月から支援対象外(支援の中断)となる者

〔貸与期間〕令和2年10月から令和3年3月まで(令和2年度限りの貸与)

〔貸与金額(貸与月額)〕学 部：2～12万円(1万円単位で選択)

〔申 出 期 限〕

2020年11月2日(月) 17:00まで

〔担 当〕

学生課生活支援係(学生課4番窓口)

電話：0532-44-6559 メール：seikatsu@office.tut.ac.jp

※参考：日本学生支援機構 HP (『緊急特別無利子貸与型奨学金』について)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kinkyumurishi_kakei.html